

## 阿賀野市規則第43号

### 阿賀野市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市下水道条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第132号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例第5条及び同施行規則第5条」を削る。

第2号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例第5条及び同施行規則第6条」を削る。

第5号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例第5条第2項」を削る。

第6号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第9条第1項」を削る。

第7号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第9条第2項」を削る。

第11号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例第11条」を削る。

第18号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第13条第1項」を削る。

第25号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例第24条第1項」を削る。

第26号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第16条第1項」を削る。

第27号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第16条第2項」を削る。

第28号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第14条第1項」を削る。

第29号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第14条第2項」を削る。

第30号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例第15条の2」を削る。

第33号様式及び第34号様式中「又は阿賀野市集落排水処理施設条例施行規則第7条の2」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市下水道条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。